

令和8年度事業計画

〔Ⅰ〕策定基調

我が国の経済は、長期に亘るデフレ、世界的な金融危機や度重なる自然災害など、幾度となく困難な状況乗り越え、「デフレ・コストカット型経済」から「成長型経済」への移行の分岐点に立っている。

このため政府は、「責任ある積極財政」の下で、「危機管理投資」と「成長投資」を通じて、時代の要請に応える経済政策を力強く進めていくこととしている。

こうした状況の中で、昨年6月に成立した「トラック適正化二法」に関しては全面施行に向けて、事業許可の更新制度、適正原価の策定等に向けて、国土交通省と強く連携を図り、業界が一致団結して、取り組んでいくこととしている。

また、本年4月に施行される、委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りに関しては、会員事業者及び荷主に対し、事業の推進について、周知徹底を図り、業界の健全化を推し進めることとしている。

さらに、安心して安全な輸送サービスを提供するため、飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止の推進を図るとともに、社会的評価向上対策の推進について取り組むこととしている。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和8年度事業を関係行政機関・団体等との連携を図り、諸活動を積極的に展開し、我が国の経済と暮らしを力強く支えていくこととする。

〔Ⅱ〕事業計画

1 総合物流対策事業及び経営基盤の確立対策事業

(1) 運輸事業振興助成交付金制度の現状維持

①運輸事業振興助成交付金が現状どおり適切に交付されるよう、全日本トラック協会と連携し関係行政機関等へ要望活動を行う。

(2) トラック適正化二法及び改正物流法等への対応

①今年度施行される、委託次数の制限及び違法な白トラに係る荷主等の取締り、書面交付義務等の利用運送事業者への適用に関し、会員事業者及び荷主に対し、関係行政機関・団体等と連携し、リーフレットの配布、セミナー等により周知徹底を図る。

②改正物流法（改正物流効率化法及び改正貨物自動車運送事業法）に基づく、「物流効率化のための取組み」や「書面の交付」等の規制的措置について会員事業者に対し周知徹底を図り、さらに、関係行政機関・団体等と連携し、荷主等への理解促進に努める。

③中小受託取引適正化法（取適法）について関係行政機関・団体等と連携し、説明

会の開催、リーフレットの配布等により、会員事業者及び荷主に対し周知徹底を図る。

(3) 標準的運賃の活用等による運賃・料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応

- ①「標準的運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、附带作業料・待機時間料など必要なコストが収受できるよう、全ト協と連携し、荷主等に対し積極的に広報・周知活動を行う。
- ②軽油引取税の暫定税率の廃止後においても、荷主から不当な運賃の減額等が行われないよう、全ト協と連携し実態把握に努め対応を図る。

(4) 燃料高騰対策等の推進

- ①イラン情勢に伴う燃料費高騰、供給制限に対し、全日本トラック協会と連携し、実態把握に努めるとともに、関係行政機関等に対しての要望活動を行う。
- ②自家用燃料供給施設への助成を実施し、また、最新の排出ガス規制適合車の導入及び物流施設等の整備のための近代化基金融資を推進し、利子補給を行う。

2 適正化事業

(1) D・E事業所の重点化等巡回指導による法令遵守の徹底

- ①総合評価がD・Eの事業所に重点化して巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図るとともに、改善が図られない事業所については運輸支局等への迅速な情報提供を行う。
- ②関係行政機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。

(2) 安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施

- ①「Gマーク制度」について、引き続き関係行政機関や全国実施機関と連携し、円滑な推進を図る。
- ②「Gマーク制度」の普及促進のため、巡回指導や広報活動等を通じて普及啓発を図る。

(3) 適正化事業指導員に係る研修等の受講による更なる資質の向上

- ①全国研修（特別研修・スキルアップ研修）及びブロック研修並びに小規模研修（九州5県）に参加させ、実践的な調査技術や専門的知識の修得など、指導員としての更なる資質の向上を図る。

(4) Gメン調査員に係る研修等の受講及びGメン調査業務の積極的な推進

- ①Gメン調査員の調査手法、業務の進め方、留意事項等調査実務に即した全国研修に参加させ、Gメン調査員としての資質の向上を図る。
- ②巡回指導等により、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主等の情報を積極的に収集し、トラック・物流Gメンに迅速に報告する。

- ③トラック・物流Gメンと連携し、荷主等に対して違反原因行為の防止・改善について協力を要請する。

3 輸送秩序確立対策事業

(1) 過積載防止対策

- ①関係行政機関と連携し、「過積載防止運動強化月間（10月中）」にポスター等により、過積載防止運動の周知を図る。特に、街頭取締時には運転者に対してパンフレット等を配布し啓発指導を行う。

(2) 飲酒運転防止対策

- ①全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、ドライバー等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底し、飲酒運転根絶意識の向上を図る。

(3) セミナー等の開催

- ①各種セミナーの開催や啓発資料等を通じ、輸送秩序確立に向けた意識の高揚を図る。

4 緊急物資輸送対策事業

(1) 大規模自然災害発生時における緊急物資輸送体制の確立

- ①県等の関係機関との訓練に積極的に参加し、緊急物資輸送体制の確立を図る。
- ②全ト協が開催する研修会に参加し、災害物流専門家の育成に努める。

5 環境対策事業

(1) 環境対応車の普及促進

- ①CNG・ハイブリット等環境負荷の低いトラックの導入のための助成事業を実施する。

(2) エコドライブの徹底に向けたアイドリングストップ支援機器の普及促進

- ①エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置等アイドリングストップ支援機器導入のための助成事業を実施する。

(3) グリーン経営認証促進

- ①グリーン経営認証制度において、認証・登録、更新のための助成事業を実施する。

6 交通安全対策事業

(1) 交通安全運動等への取組み

- ①全国及び県の交通安全運動の実施において、県、警察、運輸支局等に呼応して、運送業界の交通安全意識の高揚と輸送の安全確保に努める。

(2) 「運輸安全マネジメント」の普及拡大

- ①輸送の安全確保が重要であるという意識を経営トップから運転者まで浸透させるため、適正化事業の巡回指導等を通じ、事業者の安全意識の向上と効果的な取組について普及拡大に努める。

(3) 安全対策機器等の普及促進

- ①車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置等導入のための助成事業を実施し、安全対策機器の導入促進を図る。
- ②アルコール検知器購入の助成事業を実施し、飲酒運転の根絶など事故防止対策を推進する。

(4) 安全管理等の各種助成

- ①輸送の安全確保に対応するため、関係行政機関・団体等が実施する運行管理者・運転者等への講習会・研修会の受講、適性診断の受診に対し助成事業を実施し、安全意識の高揚及び資質の向上に努める。

7 中小企業対策事業

(1) 信用保証料助成事業

- ①セーフティネット関連の信用保証協会融資に係る保証料について助成事業を実施する。

(2) 「WebKIT」の普及促進

- ①「長崎県キット利用協同組合」の事業運営について支援、指導を実施し、加入促進を図る。

8 労働対策事業

(1) 人材確保等

- ①人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度認証(働きやすい職場認証)」取得等のための助成事業を実施する。
- ②業界の労働力を確保し、定着を図るため、関係行政機関・団体と連携し、「人材確保セミナー」や「運輸・物流業界求人合同説明会」等を開催する。
- ③大型免許やフォークリフト免許等の取得に係る助成事業を実施する。

(2) 過労死等防止対策の推進

- ①「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、セミナーの開催や啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図る。
- ②睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査や血圧計購入のための助成事業を実施し、健康起因事故防止対策を推進する。

(3) 関係行政機関・団体との懇談会等への参加

- ①第14次労働災害防止計画(2023~2027)を踏まえ、陸災防等関係行政機関・団体

との連携を図りつつ、墜落・転落や熱中症等の労働災害防止対策に取り組む。

- ②業界が当面する諸問題について、関係行政機関・団体との意思疎通を図るため、懇談会等に参加し意見交換等を行うとともに共通認識の促進を図る。

9 消費者対策事業

(1) 利用者に対する啓発と PR 活動

- ①引越繁忙期におけるサービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越について一般消費者等に対し、協会 HP やテレビ CM 等による周知を実施する。

(2) 引越講習（引越基本講習、引越管理者講習）の開催

- ①引越講習を開催し、標準引越運送約款や関係法令等、引越運送事業者として必要な知識の周知徹底を図る。

(3) 「引越事業者優良認定制度」の推進

- ①「引越事業者優良認定制度」の普及促進を図り、一般消費者等の認知度を向上させるため、協会 HP やテレビ CM 等による周知を実施する。

10 広報対策事業

(1) 機関紙「ながさきトラック広報」及びホームページによる広報

- ①機関紙「ながさきトラック広報」（毎月発行）及びホームページにより、会員事業者が必要とする情報をタイムリーに提供するとともに、関係行政機関、荷主、一般消費者等にも広く業界の活動等を PR する。

(2) 「トラックの日」の広報

- ①「トラックは生活（くらし）と経済のライフライン」であることなどを民放4局でテレビ CM 等を放映し、広く県民に PR する。

(3) 「交通安全キャンペーン」への参加

- ①長崎県高速道路交通安全協議会が実施する「交通安全キャンペーン」に参加し、事故防止に対する意識の高揚を図る。